

定期性総合口座規定（無利息型普通預金）

無利息型普通預金（以下、「本預金」という。）については、利息は付けません。

なお、本預金について、定期性総合口座（無利息型普通預金）として利用する場合、定期性総合口座規定 第5条（預金利息の支払い）第1項の取扱いを除き、定期性総合口座規定の各条項により取扱うものとします。

以 上

2020年4月1日 現在